

「新競争促進プログラム2010」の 進捗状況について

2007年6月

総務省総合通信基盤局

通信・放送の在り方に関する政府与党合意(06年6月20日)

(通信関連)

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

(本合意の工程管理)

本合意の各項目にかかる検討、実施の工程については、総務大臣が与党の了解を得て管理していくものである。

骨太方針(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006)(06年7月7日閣議決定)

(世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現)

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

通信・放送分野の改革に関する**工程プログラム**(06年9月1日)

(4 通信関連)

公正競争ルールの整備等について、「**IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会**」報告書を踏まえ、**以下の点について検討し、結論が得られたものから順次実施する。**

- ・固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し
- ・NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備
- ・指定電気通信設備制度等の見直し
- ・その他公正競争確保のための競争ルールの整備

NTTの組織問題について、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告(9月13日)を受け、**工程プログラムの具体的実施計画に当たる「新競争促進プログラム2010」を策定・公表(9月19日)。**

本プログラムの位置付け

2010年代初頭までに実施するブロードバンド市場全体の包括的な競争ルール見直しのためのロードマップ。

☞ 通信競争政策の個別施策について、“いつまでに、何を、どのように”展開していくかを明確化し、予見可能性を確保。

本プログラムの構成

1. 設備競争の促進

各事業者が自らネットワーク設備を敷設するための環境整備の推進

2. 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

市場支配力を有する事業者への非対称規制の整備による公正競争環境の整備

3. NTT東西の接続料の算定方法の見直し

他事業者に不可欠なNTT東西の地域網の接続料の算定方式の見直し

4. 移動通信市場における競争促進

移動通信市場への新規参入の促進等を通じたモバイルビジネスの活性化

5. 料金政策の見直し

料金体系の複雑化、市場実勢の変化等を踏まえたプライスカップ規制等の見直し

6. ユニバーサルサービス制度の見直し

ブロードバンド時代に対応したユニバーサルサービス制度の見直し

7. ネットワークの中立性の在り方に関する検討

ネットワークのIP化に対応した政策課題の整理及び採るべき政策の方向性の検討

8. 紛争処理機能の強化

事後規制型行政への移行、市場のブロードバンド化に伴う紛争処理機能の在り方の再検討

9. 市場退出ルールの見直し

事業者の市場退出等に対応し得る制度(債権保全制度)の整備

10. 競争ルールの一層の透明性の確保等

テレコム競争政策ポータルサイトの開設等、プログラムの進捗状況等に関する随時の情報提供

本プログラムの運営方法

- 情報通信審議会、各種研究会等において透明な手続きで政策検討。結論を得られたものから随時実施中。
- 毎年、情報通信審議会にプログラムの進捗状況(プログレスレポート)を報告、必要に応じてプログラム自身もリボルビング(見直し)を実施。本プログラムの進捗状況を踏まえ、2010年の段階で通信法制全般について総合的な検証を実施。

新競争促進プログラム2010の進捗状況[全体像](1/3)

具体的施策	実施計画	検討状況
1 設備競争の促進		
①線路敷設基盤の開放促進	「電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直し(06年度中を目途)	07年4月、改正済
	フォローアップ体制の構築、運用状況の検証・公表(年1回)等	07年4月、フォローアップ会合
②地方公共団体等の光ファイバ網の開放促進	地方自治体の光ファイバ網開放手続の周知徹底	07年4月公表の「ブロードバンド整備マニュアル」に記載、随時周知
	今後開放予定の光ファイバ網に係る情報提供(07年夏頃を目途)	検討中
③アクセス網の多様化の推進	2. 5GHz帯を用いた広帯域移動無線システムの導入等	07年5月、免許方針案公表
2 指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し		
①競争セーフガード制度の整備	運用ガイドライン等を策定(06年度中)、07年度から運用	07年4月、策定済
②共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備	詳細な実態把握の実施(速やかに競争ルールの整備など所要の措置)	検討中
③指定電気通信設備制度の包括的な見直し	可能な限り具体的な制度設計(07年度中を目途)を行い、2010年度までに運用開始	7と併せて検討(新しい競争ルールの在り方WG)
④NTT東西とNTTドコモの連携	東西・ドコモの申請を踏まえ、公正競争確保のための要件を検討	申請を待って対処
	活用業務認可ガイドラインの見直し(07年夏まで)	検討中
⑤NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備	検討の場を設置(本格商用サービスの開始時期を念頭に置きつつ検討)	NTTの動向を注視
⑥会計制度(接続会計・役務別会計)の見直し	検討の場を設置(07年夏を目途に結論)	電気通信事業における会計制度に関する研究会で検討中(07年9月取りまとめ予定)
⑦その他接続ルールに関連する事項	具体的提案募集を踏まえ、情報通信審議会の審議を経て措置(07年夏まで)	07年3月、情通審答申 同年6月、省令等整備予定

新競争促進プログラム2010の進捗状況[全体像](2/3)

具体的施策	実施計画	検討状況
3 NTT東西の接続料の算定方法の見直し		
①固定電話の接続料の算定方法の見直し	LRIC研の検討結果を踏まえ、情報通信審議会の審議を経て結論(07年中)	07年4月、LRIC研報告 同月、情通審諮問(07年9月答申予定)
②光ファイバに係る接続料の算定方法の見直し	基本的にNTT東西の申請を待って具体的に検討	申請を待って対処
③次世代ネットワークに係る接続料の算定方法	次世代ネットワークに係る接続ルールの検討の場において検討	NTTの動向を注視
④その他(スタックテスト運用ルールの整備、事後精算制度の見直し等)	情報通信審議会の審議を経て措置(07年夏まで)	07年3月、情通審答申 同年6月、省令等整備予定
4 移動通信市場における競争促進		
①MVNO事業化ガイドラインの見直し	ガイドラインの改正(06年中を目途)	07年2月、改正済
②端末認証制度の見直し等	06年度中に検討の場を設置(07年中に結論)	IP化時代の通信端末に関する研究会で検討中(07年7月取りまとめ予定)
③移動通信市場におけるビジネスモデルの検証	検討の場を設置(07年夏を目途に結論)	モバイルビジネス研究会で検討中(07年9月取りまとめ予定)
5 料金政策の見直し		
①プライスカップ制度の見直し	ユニバーサルサービス制度の見直しに併せて検討	6と併せて検討
②新しい料金体系等への対応	料金設定に係る不適正事案に関するガイドラインの作成等	今後検討
6 ユニバーサルサービス制度の見直し		
制度見直しに向けた検討	想定される複数の選択肢について検討する場を設置 (フィージビリティスタディを行い、07年中に検討結果を公表)	ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会で検討中(07年11月取りまとめ予定)
	情報通信審議会の審議を経て、所要の制度整備(09年に検討)	上記の検討を踏まえ対処

新競争促進プログラム2010の進捗状況[全体像](3/3)

具体的施策	実施計画	検討状況
7 ネットワークの中立性の在り方に関する検討		
IP網への本格移行を想定した競争政策の検討	検討の場を設置(07年夏を目途に第一次の取りまとめ)	ネットワークの中立性に関する懇談会で検討中(07年9月取りまとめ予定)
	検討結果の取りまとめ(08年夏を目途)	上記の検討を踏まえ対処
8 紛争処理機能の強化		
①意見申出制度の改善	申出者に関する情報非開示の仕組みに関するガイドラインの策定(06年度中を目途)	検討中
②電気通信事業者と上位レイヤーの事業者等との間の紛争処理制度の検討	可能な限り速やかに所要の制度整備を実施	7と併せて検討
③土地等の使用に係る紛争処理機能の充実	可能な限り速やかに所要の制度整備を実施	検討中
9 市場退出ルールの見直し		
市場退出ルールに関するガイドラインの策定	ガイドラインを策定(06年度中を目途)	06年12月、策定済
10 その他		
競争ルールの一層の透明性の確保等		06年9月、ポータルサイトを開設(随時更新)

(注)上記の他、ユニバーサルサービス制度に係る補填額算定方式の見直しについても、情報通信審議会において審議中。

個別施策の検討状況

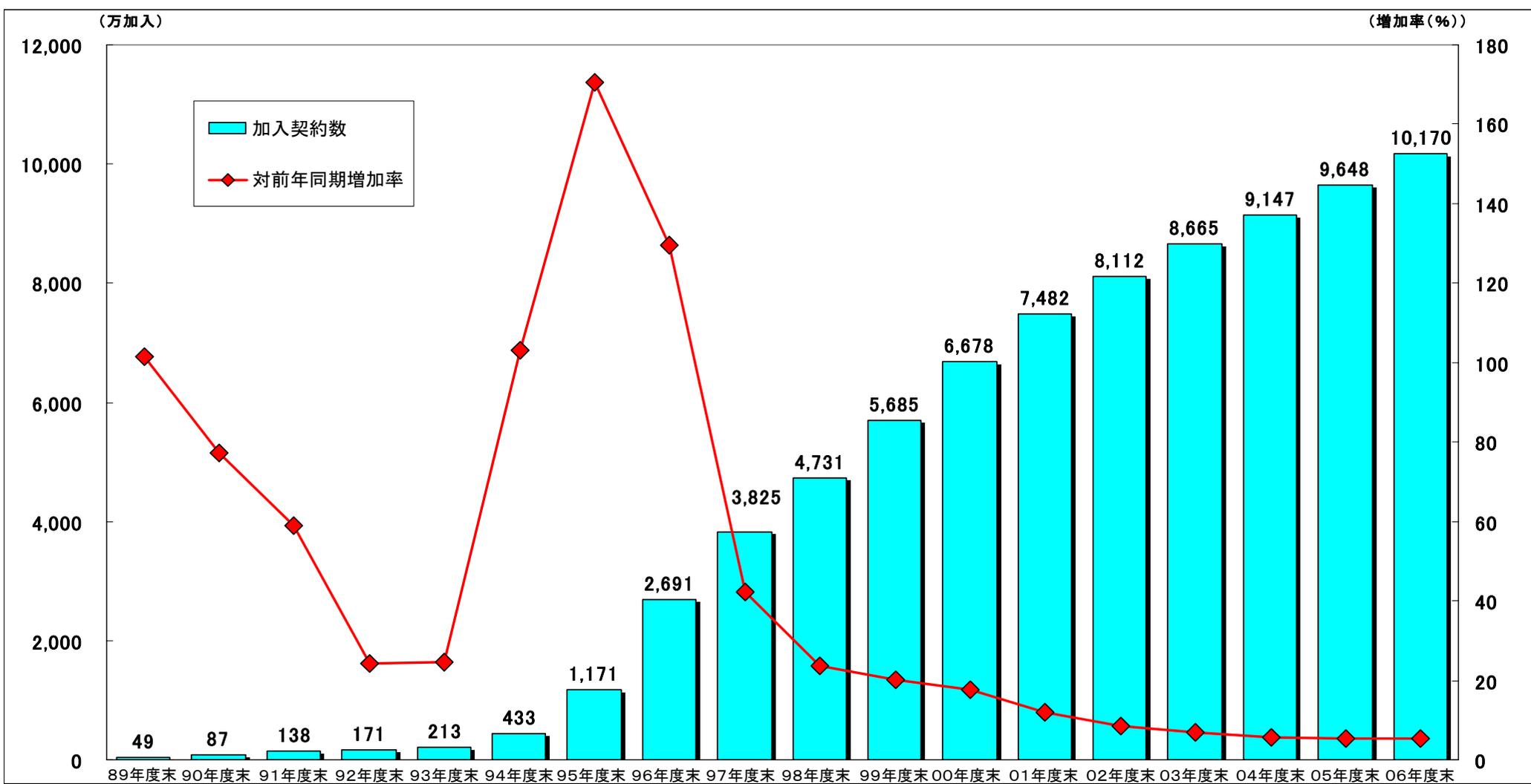
✓ モバイルビジネス研究会(07年1月～9月)

ネットワークの中立性に関する懇談会(06年11月～07年9月)

ユニバーサルサービスの将来像に関する研究会(07年1月～11月)

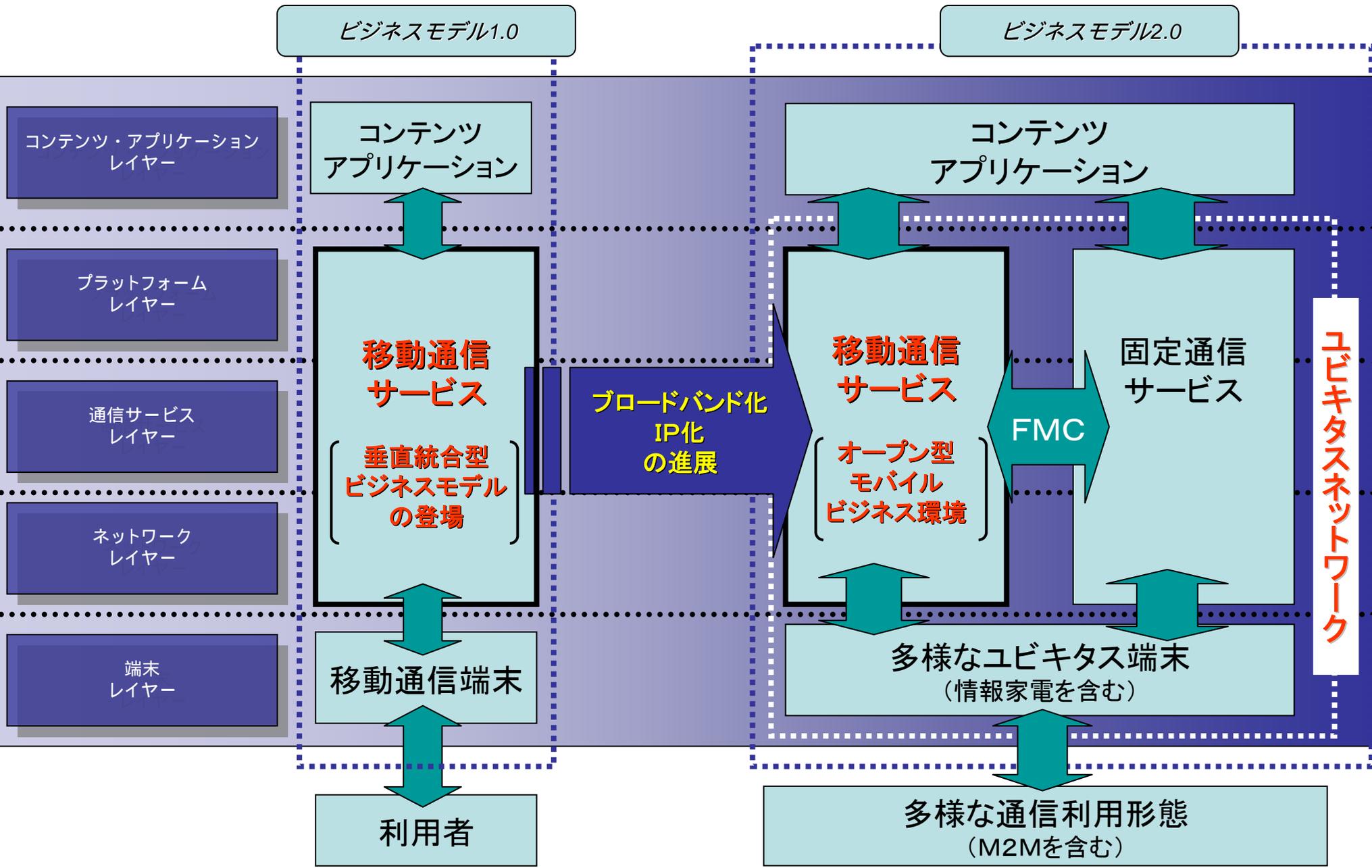
競争セーフガード制度(07年度から実施予定)

携帯・PHSの加入契約数と増加率の推移

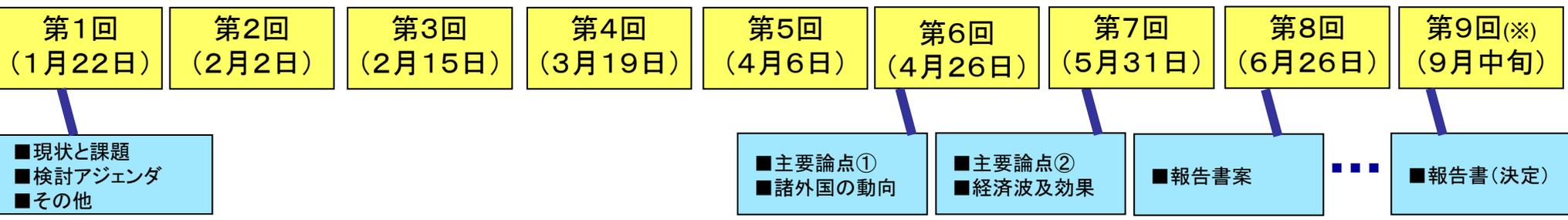


年度末	89年度末	90年度末	91年度末	92年度末	93年度末	94年度末	95年度末	96年度末	97年度末	98年度末	99年度末	00年度末	01年度末	02年度末	03年度末	04年度末	05年度末	06年度末
加入契約数	49	87	138	171	213	433	1,171	2,691	3,825	4,731	5,685	6,678	7,482	8,112	8,665	9,147	9,648	10,170
対前年同期増加率	101.6	77.3	58.8	24.3	24.5	103.2	170.4	129.7	42.2	23.7	20.2	17.5	12.0	8.4	6.8	5.6	5.5	5.4

モバイルビジネスを取り巻く市場環境の変化



モバイルビジネス研究会の検討スケジュール



オブザーバによるプレゼンテーションと自由討議 (第2～第5回)

意見招請

事務局による関係者からの非公式ヒアリング (1月～3月)

※計19社からヒアリング実施済。

(※)追加開催の可能性あり。

研究会構成員(10名)

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 齊藤 忠夫 | 東京大学名誉教授【座長】 |
| 泉水 文雄 | 神戸大学法学部教授【座長代理】 |
| 飯塚 周一 | 情報流通ビジネス研究所代表 |
| 合田 泰政 | メルリリンチ日本証券シニアアナリスト |
| 石渡 昭好 | ガートナージャパン テレコムネットワークキング担当
主席アナリスト |
| 長谷川 孝明 | 埼玉大学大学院理工学研究科教授 |
| 藤原 まり子 | 博報堂生活総合研究所客員研究員 |
| 佐藤 治正 | 甲南大学経済学部教授 |
| 高橋 伸子 | 生活経済ジャーナリスト |
| 北 俊一 | 野村総合研究所上級コンサルタント |

オブザーバ(15社・団体)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (通信事業者) | (MVNO) |
| ○NTTドコモ | ○MVNO協議会(テレコムサービス協会) |
| ○KDDI | (ベンダー) |
| ○ソフトバンクモバイル | ○情報ネットワーク産業協会(CIAJ) |
| ○イーモバイル | (その他) |
| ○ウィルコム | ○ぐるなび |
| (プラットフォーム系) | ○JR東日本 |
| ○ACCESS | ○三井物産 |
| ○インデックス | ○マイクロソフト |
| (MVNE系) | |
| ○インフォニクス | |
| ○フューチャーモバイル | |

世界最先端のモバイルビジネス環境の実現

第1フェーズ
(直ちに着手)

第2フェーズ
(2011年までに実現)

7つの現状認識

- 市場の成熟化
- 市場シェアの固定化
- 料金プランの複雑化
- 端末・サービス一体型の事業展開
- ハイエンド型中心の端末市場の形成
- モバイルコンテンツ市場の成長潜在性
- ソリューション系ビジネス(法人市場)における成長潜在性

一層の競争促進
を実現するための
施策展開

市場環境整備
に向けた
施策展開

モバイルビジネスにおける
販売モデルの見直し
(販売奨励金、SIMロック等)

MVNOの新規参入
の促進

市場環境整備の推進

- モバイルアクセス多様化・高速化の推進
- プラットフォーム機能の連携強化
- 端末プラットフォームの共通化の促進
- モバイルビジネスにおける新事業創出に向けた取り組み
- 消費者保護策の強化

推進方策

モバイルビジネス
活性化プラン(仮称)
の策定

評価委員会(仮称)
による
毎年のレビュー
➢ プロGRESSレポートの
策定・公表

販売奨励金の役割

- ✓ハイエンド端末の価格を利用者に「低価格」で提示することを可能とし、**より高機能の端末に対する需要を顕在化**。
- ✓端末とサービスのバンドル化により、**端末と連携する形でサービスの多様化が進展**。

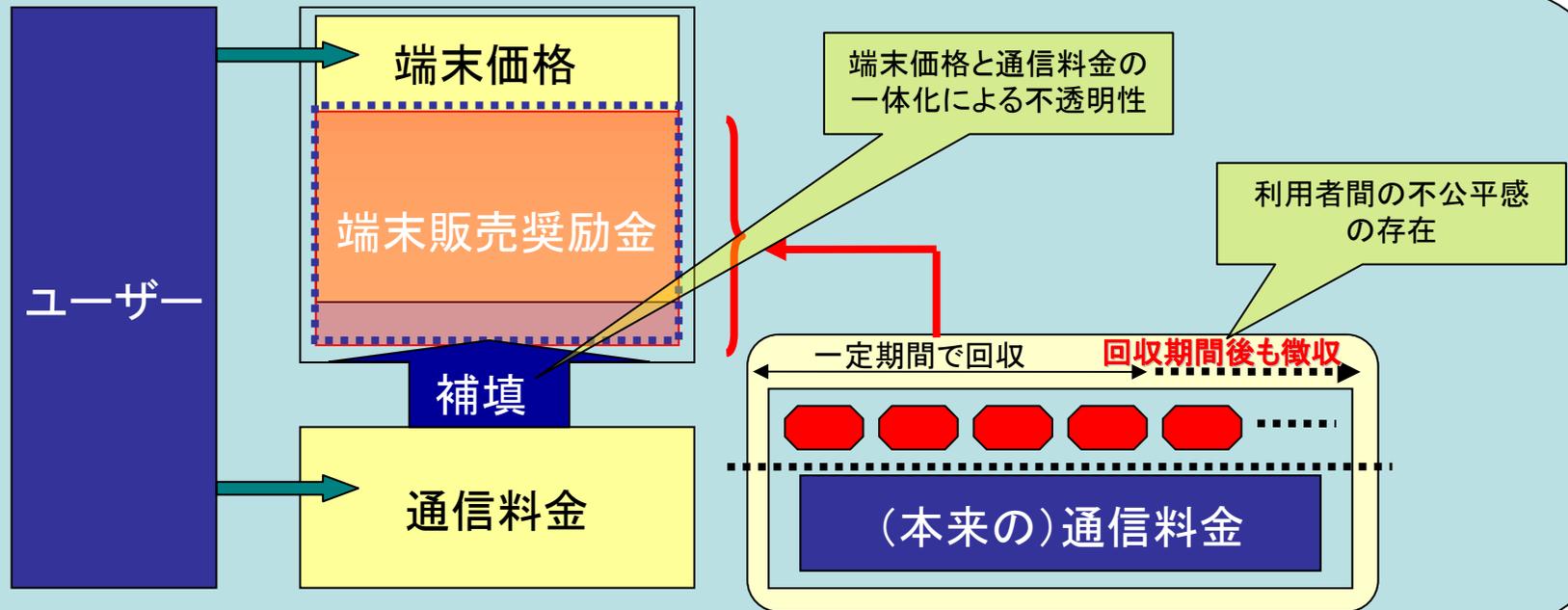
留意すべき事項

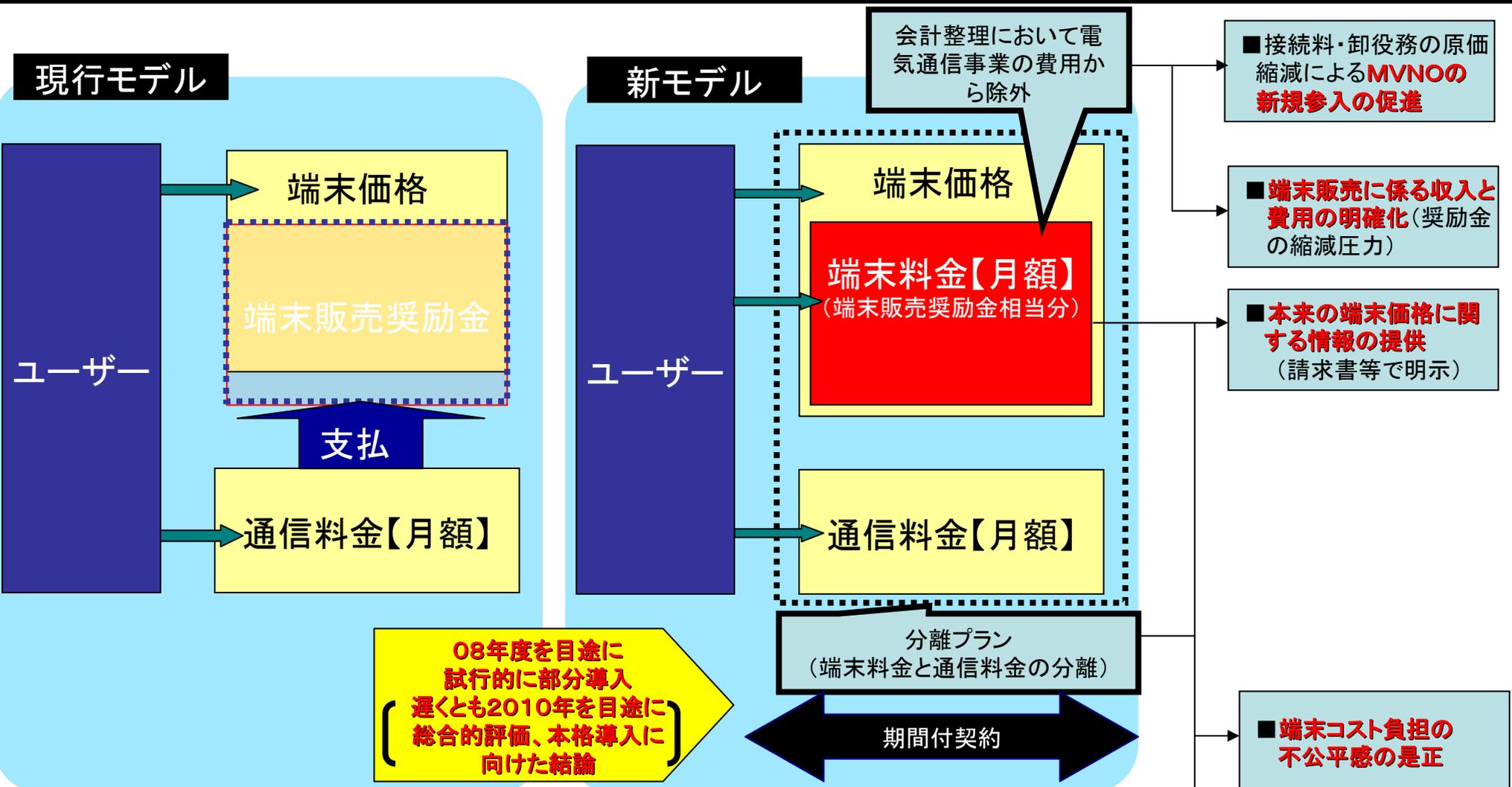
- ①利用者は端末価格の一部を**通信料金で回収されている事**の認知不足
- ②**利用者間のコスト負担の不公平感**
- ③ARPUの1/4を占める販売奨励金の存在による**通信事業者のコスト増**
- ④**端末・サービス一体化による多様性の不足**
- ⑤接続料・卸電気通信役務の原価に端末販売奨励金が含まれていることに起因する**公正競争上の問題**
- ⑥通信事業者主体の端末開発による**端末開発の多様性への制約**
- ⑦端末買い替えサイクルの長期化による**市場規模縮小に対する懸念**

現行の販売モデル見直しの必要性

(端末価格と通信料金をそれぞれ明確に利用者に提示する方策を検討)

現行の販売モデル





08年度を目途に
試行的に部分導入
遅くとも2010年を目途に
総合的評価、本格導入に
向けた結論

SIMロック解除の検討

- SIMロックについては、利用期間付契約の導入により実質的な意味がなくなる。
- しかし、3Gの方式の違い(W-CDMA【ドコモソフトバンク】とcdma2000【au】)が存在し、現時点で解除すると競争を歪める可能性。
- **SIMロックは原則解除が望ましい。今後のBWAの進展や端末市場の動向を見て、2010年の時点で3.9Gや4Gを中心としてSIMロック解除を法制的に担保することについて最終的な結論を得る。**

コンテンツ・アプリケーション
レイヤー

プラットフォーム
レイヤー

通信サービス
レイヤー

物理網
レイヤー

端末
レイヤー

消費者
インターフェース

モバイルビジネス活性化プラン(仮称)

■プラットフォームの連携強化(IDポータビリティ、位置情報の利活用の推進、プッシュ型配信機能の利活用の推進等)の検討(07年度中を目途に検討開始)

■MVNO事業化ガイドラインの再改定(※)による環境整備(07年度中に実施)
※コンタクトポイント明確化、事業計画の聴取範囲の明確化、法制上の解釈の明確化

■MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定(検討)

■関連法制のMVNOへの適用関係に関するFAQの整理・更新(07年度中に開始)

■新規周波数の割当時におけるMVNOへの配慮(検討)

■販売奨励金に係る会計整理の明確化(07年度中に電気通信事業会計規則を改正)

■新料金プラン【通信料金と端末価格の分離プラン】を08年度を目途に試行的に導入(2010年時点で全面的導入を検討)

■消費者に対する端末価格と通信料金に関する重要説明事項の見直し(07年度中に「消費者保護ガイドライン」を見直し)

■SIMロックの解除(2010年の時点で解除義務化について最終的に結論)

■端末プラットフォームの共通化の推進(端末テストベッドの構築等)

■消費者保護策の強化策(料金比較認定制度、コンサルティング認定制度、苦情処理機能の体制整備等)の検討

通信・放送の総合的な法体系の検討(継続検討)
ユビキタス特区の創設(実施に向けた検討)

モバイルアクセス
網の多様化(継続
検討)

国民利用者の利益最大化、我が国のICT産業の比較優位を実現

個別施策の検討状況

モバイルビジネス研究会(07年1月～9月)

✓ ネットワークの中立性に関する懇談会(06年11月～07年9月)

ユニバーサルサービスの将来像に関する研究会(07年1月～11月)

競争セーフガード制度(07年度から実施予定)

市場構造の変化

- ネットワーク構造の変化
(回線交換網からIP網への移行)
- 固定・移動等の市場の統合化の進展
- 新しい通信形態(P2P通信等)の普及

ネットワークの中立性

ネットワークを
“**適正なコスト負担**” (①) で
“**誰もが公平に利用できる**” (②)
ようにするための環境整備

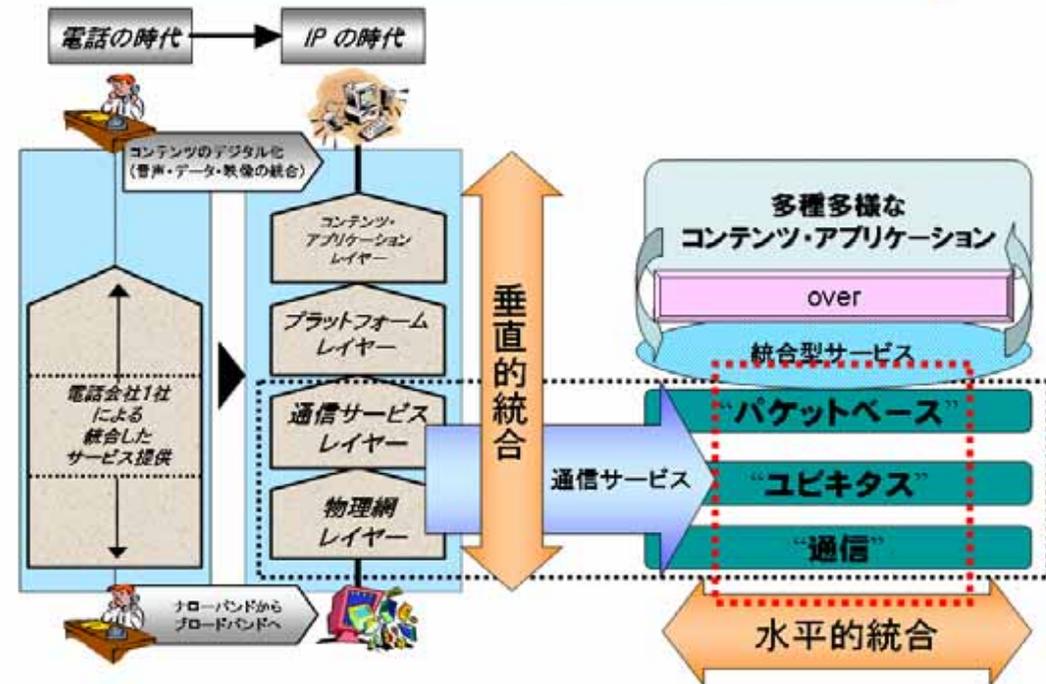
① ネットワークのコスト負担の公平性

ネット混雑等が本格化する中、関係者(コンテンツプロバイダー、ISP、通信事業者、利用者等)間で設備増強のための適正なコスト負担を実現するための方策を検討。

② ネットワークの利用の公平性

ネットワーク構造の変化や市場の統合化が進展する中、市場支配力の濫用防止のための競争ルールを整備し、公正競争を確保するための方策について検討。

【市場の統合化の進展】



ネットワークの中立性に関する懇談会

(座長: 林敏彦放送大学教授)

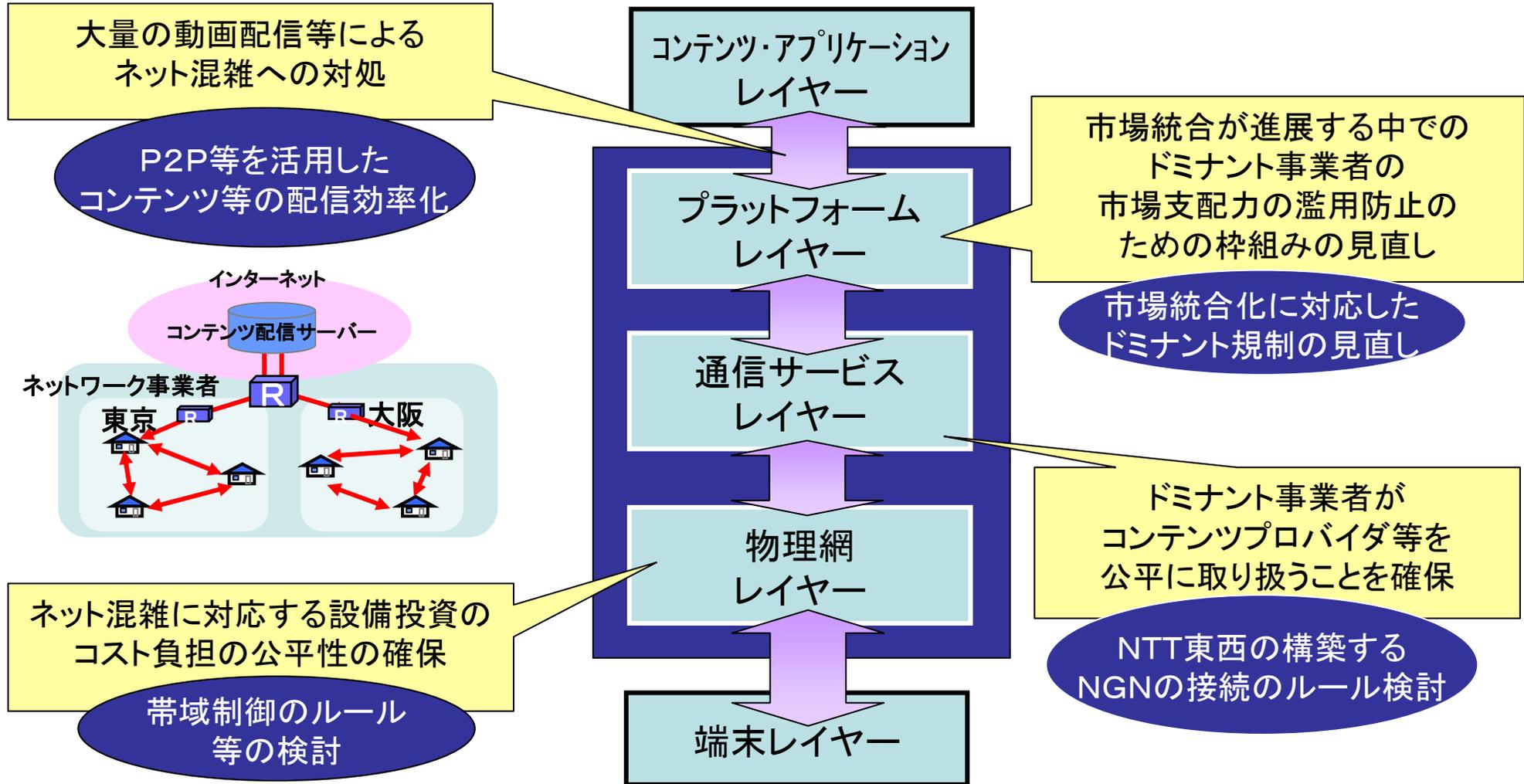
関係者の意見等を広く聴取しつつ、
中期的な観点から、
ネット利用のための新しい競争ルールの在り方
について検討。

(06年11月～07年9月を目途に開催中)

(6月20日、報告書案を公表、意見招請手続を開始)

“ネットワークの中立性”を巡る主な議論

通信サービスの公正競争確保の在り方に限定することなく、垂直統合型ビジネスモデルの登場や市場の統合化に対応し、**ネットワークの上流(コンテンツ・アプリケーション)から下流(通信サービスや端末)に至る全体を視野に入れた“ブロードバンド市場全体”の発展に向けた競争環境整備の在り方をどうするかという議論。**



【注】 米国(連邦議会)においても、ネットワークの中立性は通信関連法制の見直しに向けた主要課題の一つ。

ネットワークの中立性を確保するための検討ロードマップ

ネットワークの中立性

ネットワークのコスト負担の公平性 (ネットワークの混雑への対処)

P2Pを活用したコンテンツ配信技術の実証実験の展開

帯域制御の在り方に関するガイドラインの策定

ISPのQoS認証制度の検討

コンテンツ配信の円滑化に向けた環境整備
(地域IXの改善)

インターネットトラフィックの把握の精緻化

ADRを含む紛争処理機能の強化

ネットワークの利用の公平性 (市場支配力の濫用防止)

NTT東西の次世代ネットワーク(NGN)に係る接続ルールの策定

指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し

(⇒市場統合等に対応可能なドミナント規制の枠組みへの移行)

- 市場支配力の認定の際の競争評価結果等の活用
- 隣接市場へのレバレッジや共同的な市場支配力の認定
- FMCなど市場統合に対応した部分市場での市場支配力認定
- 市場のモニタリングの強化

その他の施策

アクセス網の多様化の推進
(電柱・管路の円滑な利用確保、地方自治体等の網構築支援、BWA推進)

新しいビジネスモデルの登場に対応した
法体系の見直し(融合法制の検討を含む)

利用者保護策の検討
(利用者保護策の在り方や料金比較認定制度の検討)

端末政策の見直し
(端末認証制度の見直し検討、端末等の責任分担モデルの検討)

認証・課金等のプラットフォーム機能のオープン性の確保
(プラットフォーム機能の連携による新事業創出)

国際的な制度の整合性確保への
積極的貢献

各施策を「新競争促進プログラム2010」の見直し等に反映

個別施策の検討状況

モバイルビジネス研究会(07年1月～9月)

ネットワークの中立性に関する懇談会(06年11月～07年9月)

✓ ユニバーサルサービスの将来像に関する研究会(07年1月～11月)

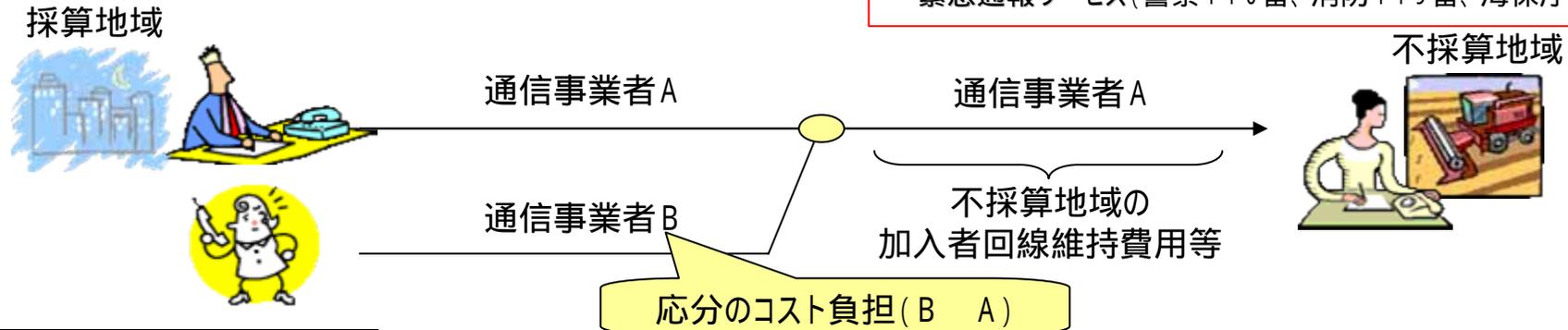
競争セーフガード制度(07年度から実施予定)

ユニバーサルサービス制度の見直し

制度趣旨

NTT東西が内部相互補助により確保してきた**ユニバーサルサービス**のコストを客観的ルールで算定し、ユニバーサルサービスの維持から受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度。

加入電話サービス(加入者回線アクセス = 基本料相当部分)
第一種公衆電話サービス
緊急通報サービス(警察110番、消防119番、海保庁118番)



見直しの必要性

IP化の進展に伴うサービスの垣根、距離区分の喪失により、ユニバーサルサービスの対象範囲を具体的に定義し、制度を維持していくことは困難。

「ユニバーサルアクセス」の概念(ブロードバンドへのアクセスについて、地域間格差なく誰もが利用可能な条件で利用できる環境の維持)等について、今後更に検討を深めていくことが適当。

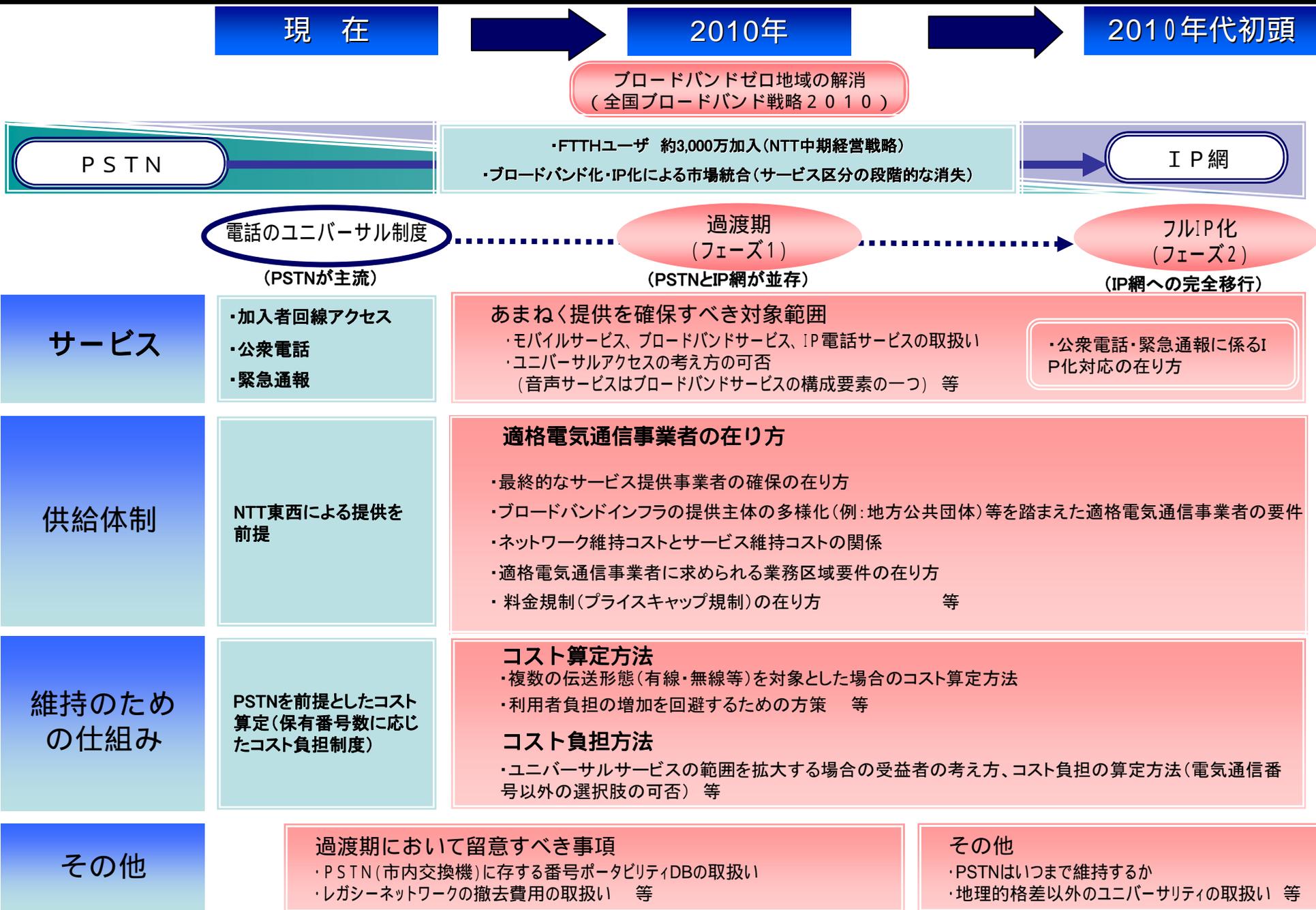
検討課題

- 1) モビリティのあるサービスの「あまねく提供」(universality)の要件
- 2) 複数サービスを制度の補てん対象とすることによる補てん額の増大を抑制するための要件
- 3) 料金の“低廉性(affordability)”の判断基準



10年度のブロードバンドゼロ地域解消(全国レベルでのブロードバンド基盤の整備完了)等を念頭に、09年段階で本格的に検討。専門家で構成する検討の場を設け、具体的な論点の取りまとめや見直しに向けてのF/Sを行い、07年中に検討結果を公表。

ユニバーサルサービスの将来像に関する主要検討課題



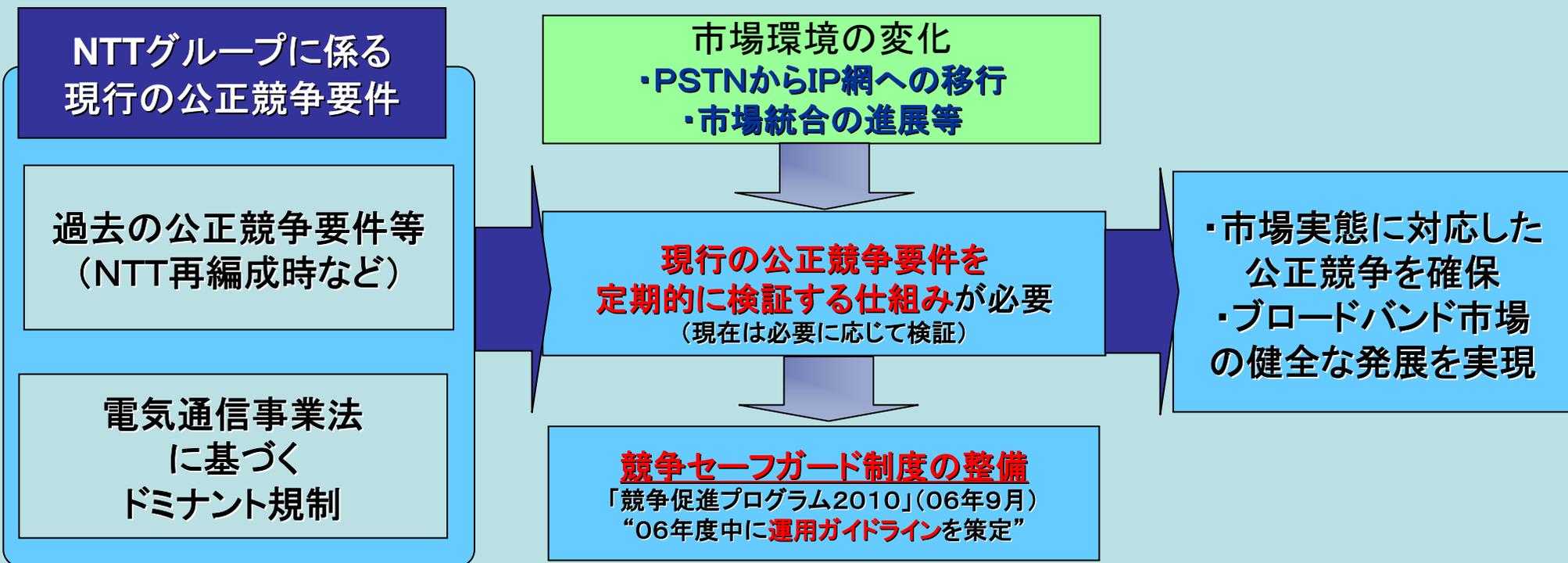
個別施策の検討状況

モバイルビジネス研究会(07年1月～9月)

ネットワークの中立性に関する懇談会(06年11月～07年9月)

ユニバーサルサービスの将来像に関する研究会(07年1月～11月)

✓ 競争セーフガード制度(07年度から実施予定)



今後のスケジュール

07年4月18日 運用ガイドライン策定・公表

07年度から運用開始

- ✓ 7月頃 現行制度の運用に係る問題点等に関する意見募集の実施
- ✓ 9月頃 検証結果案の公表→意見募集の実施
- ✓ 11月頃 検証結果の確定 →情報通信審議会への報告

(必要に応じて、所要の措置を実施)

競争セーフガード制度において検証する範囲

競争セーフガード制度(公正競争要件の適正性等を毎年検証)

NTTドコモ
(92年)
政府措置に基づき分離

NTTコム
(99年)
NTT再編により分離

NTTグループ
に係る
公正競争要件★
の検証

★活用業務に係る認可条件を併せて検証。

一体的な検証

ボトルネック
設備の範囲
の検証★

★禁止行為規制(特定関係事業者制度に係るものを含む)の遵守状況を併せて検証。

構造分離の際の公正競争要件

同等の
競争条件
を確保

競争事業者

NTT東西
(設備利用部門)

同等の
接続条件
を確保

ドミナント規制の適用
(ネットワークの開放義務等)

NTT東西の保有するボトルネック設備

【注】上記のほか、第二種指定電気通信設備(移動系)の指定の範囲等についても検証。

